

秦野市市制施行70周年記念映像制作委託業務仕様書

この仕様書は、秦野市（以下「本市」という。）が受託者に委託して実施する「秦野市市制施行70周年記念映像制作委託業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を記載するものである。

1 業務名

秦野市市制施行70周年記念映像制作委託業務

2 目的

令和7年1月1日に迎える「秦野市市制施行70周年」を記念し、本市が保有する様々な魅力を再確認するとともに、未来への可能性を視聴者に意識づけるため、影響力を持った著名人を起用し、最新のトレンドを取り入れながら、市内をはじめ、全国に向けたプロモーションが行える映像を制作することを目的とする。

3 履行期間の見込み

令和6年8月上旬から令和7年9月30日まで

4 業務内容

制作に関する業務内容は次のとおりとする。なお、映像制作における重要事項は、本市と受託者で協議の上、決定する。

(1) 企画及び構成

ア 「2 目的」を実現するため、本市と受託者で協議の上で内容を決定する。なお、受託者は、決定した内容を基に、必要に応じて絵コンテなどを用いて動画の構成について本市に分かりやすく説明を行うこと。

イ 次に掲げる条件を満たす者1名を映像及びナレーションへの出演者として起用すること。

(ア) 20代から40代

(イ) 全国的にもある程度の知名度を有する人物

ウ 上記イで起用した者を利用した撮影は、最低限次に掲げるシーンを取り入れつつ、2シーズン以上で行うこと。

(ア) その地で活動する市民との会話

(イ) 特産品の試食又は試飲

エ 最低でも4か所以上の撮影地を選定し、構成すること。撮影地は、季節ごとの特色が表現できることを想定するが、本市と受託者で協議のうえ決定することとする。

例) 八重桜の摘み取りが行われる千村地区、紅葉の季節の震生湖等

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア 資料及び素材の収集

イ 肖像権及び著作権についての必要な手続き

ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

(3) 編集

撮影した映像の加工及び編集のほか、音楽や音声、効果音、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までに本市による複数回の内容確認及び修正の指示を受けるものとする。なお、テロップやナレーションとして動画に挿入する施設等の名称や説明等がある場合は、受託者の責任の下、施設等管理者に確認を行うものとする。

動画の要件については、次のとおりとする。

ア 再生時間

(ア) 長編 約10分

(イ) 中編 約 3分

(ウ) 短編 1分以内

イ 内容は、長編を基本とし、ダイジェストとして効果的に中編、短編を構成すること。

ウ 四季折々の魅力を盛り込み、複数年かつ年間を通して使用できる内容であること。

エ ドローンやタイムラプスなど、最新の映像制作機材や映像技術を活用することや明確なコンセプトを設定するなど、本業務の目的を達成することができるような映像に仕上げること。

オ 使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像（本市が所

有する素材も含む)を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。

カ 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

(4) 機運の醸成

市制施行70周年記念事業として、成果品の公開に向けた機運の醸成を、本市と受託者協議の上、本業務の履行期間内に行うこととする。

例) 撮影の様子又は撮影した一部映像の本市が所有するSNSアカウントにおける即時公開、上記(1)ーイで起用した者の所有するSNSアカウントでのPR等

(5) 撮影期間中におけるデジタルデータの納品

上記4-(4)を実現するため、本市としても独自のPRを行うことを想定している。そのため、受託者は、7-(1)で掲げる成果品の納品期限を待たず、撮影した映像のマスターデータを本市と協議の上納品すること。ただし、出演者の肖像権等、権利上の問題が生じる映像や画像は、本市と別途協議することとする。

(6) 次項(1)に掲げる公開方法を含め、公開された成果品の視聴回数、視聴維持時間及び本市の認知度向上に向けた方策を実施すること。なお、視聴回数は合計で10万回以上を目標とし、適切な周知方法を提案すること。

5 映像の公開及び成果品の納入

(1) 公開方法

撮影した映像及び編集後のデータは、次に掲げる方法で公開することとする。

ア 本市が所有するSNSアカウント及び動画投稿サイトのチャンネル
受託者が編集した後の中編及び短編映像を公開する。

イ 秦野市市制施行70周年記念式典(仮称)

令和7年11月上旬に、本市内にて開催を予定する同式典にて、受託者が編集した長編映像を公開する。

ウ 受託者又は受託者の協力会社が所有するSNSアカウント及び動画投稿サイトのチャンネル

4-(1)ーイで起用した者の権利上の制約を受けず、10年以上の公

開が可能なアカウント等において、受託者が編集した長編及び中編を公開する。

(2) 成果品

成果品は次のとおりとし、受託者において映像や画像、音楽等に関する著作権処理を済ませたもので、所有権は全て本市に帰属するものとする。ただし、出演者の肖像に関わる部分については、契約期間外での二次利用をしないものとする。

ア 再生用ディスク（ビデオ形式）

(ア) DVDディスク 20枚（盤面印刷含む。）

(イ) Blu-rayディスク 5枚（盤面印刷含む。）

イ デジタルデータ（HDD等での納品）

(ア) 非圧縮の映像マスターデータ一式

動画制作に使用した映像や写真データ等を保存したもの。ただし、色調整は施された状態のものとする。

(イ) 編集後のデータ

長編、中編、短編それぞれを、ファイルで保存したもの

ウ 撮影素材一覧表 1部

撮影素材及び撮影場所の一覧表を作成すること。

(3) 検収について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の費用負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

6 仕様

(1) データ形式

MPEG4、MOV、WMV等

(2) 画面縦横比 16：9

なお、演出としてシネマスコープ比率（2.35：1）にするシーンを取り入れる場合等は、画面上下に付したレターボックスを含めてこの比率とすること。

(3) サイズ

ア 4K（3,840 × 2,160px）

イ フルHD (1,920 × 1080px)

(4) フレームレート 24fps 又は 30fps

7 納品先

- (1) 期限 令和7年9月30日(火)
- (2) 場所 秦野市役所本庁舎2階広報広聴課

8 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書及び行程表を本市に提出し、全工程における進行管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得た上で、適切に対応すること。

9 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとする。また、当該問題によって本市に損害が生じた場合は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (2) 本市は、本業務で納品された成果品を公の場やメディア等を通して二次利用する場合、受託者と協議の上、進めることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (4) 受託者が納品した電子データにより、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。
- (5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、本市と受託者で協議の上進める。

10 支払い

令和7年度の業務完了後、請求書を受領してから30日以内に支払うこととする。

1.1 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託については、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、本市の指定する期日までに補正を行うこと。

また、その場合の費用については、受託者の負担とする。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 本市は本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を書面で求める場合がある。

イ 受託者はアの要求があったときは、その結果を要求のあった日から10日以内に本市に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

受託者は、本市の承諾なしに本業務により制作した成果品及び資料を他に流用することはできない。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。